

令和2年広審第43号

裁 決
遊漁船B漁船C衝突事件

受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官石山克己出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年10月20日06時40分

大島瀬戸

2 船舶の要目

船 種	船 名	遊漁船B	漁船C
総 ト ン 数		2.8トン	1.3トン
登 録 長		8.78メートル	6.22メートル
機 関 の 種 類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		110キロワット	69キロワット

3 事実の経過

Bは、船体のほぼ中央に操舵室を配し、同室の右舷前部に舵輪及びGPSプロッターをそれぞれ設け、その後方に操縦席を設置したFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和元年10月20日06時30分周防大島町棕野漁港を発し、山口県下荷内島東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰掛けて操船に当たり、山口県屋代島田ノ尻鼻北方沖合を西行し、06時36分大磯灯台から067度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を243度に定め、20.0ノット（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵で進行した。

06時38分半b受審人は、大磯灯台から071度1,570メートルの地点に達したとき、正船首930メートルのところにCを視認することができ、その後国際信号旗A旗を掲げ、無人で錨泊している同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、大島大橋の西方海域で釣りをしていた遊漁船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、b受審人は、Cを避けないで進行し、06時40分大磯灯台から082度650メートルの地点において、Bは、原針路及び原速力のまま、その船首部がCの左舷船尾部に前方から27度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、視界は良好で、潮候はほぼ低潮時であった。

また、Cは、船体後部に操舵室を配したFRP製漁船で、船長cが1人で乗り組み、素潜り漁の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メ

ートルの喫水をもって、同日06時10分周防大島町日見地区の船だまりを発し、大島瀬戸の漁場に向かった。

06時20分c船長は、前示衝突地点付近に至り、船首及び船尾からそれぞれ重量約10キログラムの四爪錨を水深約8メートルの海中に投じ、船首の錨索を約20メートル及び船尾の錨索を約10メートルそれぞれ延出して係止し、船首を東方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

c船長は、操舵室の左舷側上方に国際信号旗A旗を掲げ、潜水の準備を整えて海中に入り、Cから離れて操業を開始した。

Cは、無人となって錨泊を続け、06時38分前示衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、左舷船首27度930メートルのところに、Bが存在し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近を続け、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Bは、左舷船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Cは、操舵室左舷囲壁に亀裂及び左舷外板に擦過傷などを生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される大島瀬戸において、航行中のBと、無人で錨泊中のCとが衝突したもので、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大島瀬戸において、航行中のBが、見張り不十分で、無人で錨泊中のCを避けなかったことによって発生したものである。

b受審人は、大島瀬戸において、操縦席に腰掛けて操船に当たり、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、大島大橋の西方海域で釣りをしていた遊漁船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、無人で錨泊しているCに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、B及びCそれぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月24日

広島地方海難審判所

審判官 藤 岡 善 計